

鹿児島県産業廃棄物税の 制度検討と今後の対応について



令和7年3月
鹿児島県

鹿児島県産業廃棄物税の制度検討と今後の対応について

1 産業廃棄物税概要（制度の創設と検討経緯）

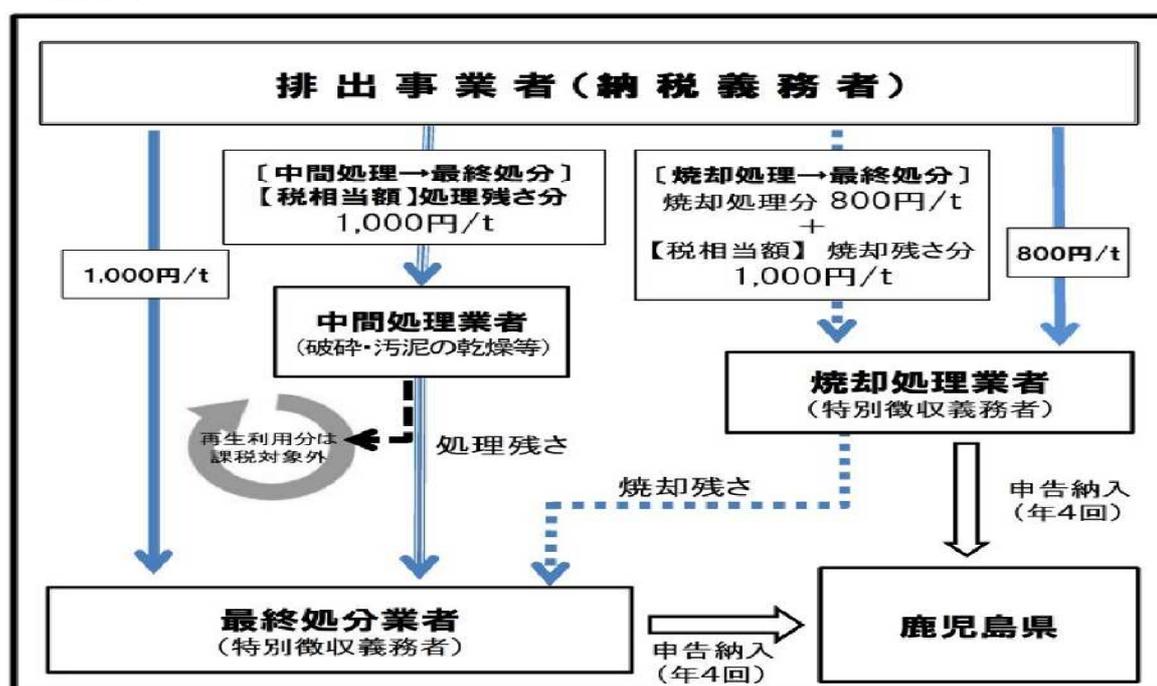
産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てることを目的として、九州地方知事会で共同研究を重ね、平成17年度に一齐に導入された法定外目的税である。

産業廃棄物税条例附則では、令和6年度を目途に条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされていることから、今回、排出事業者に対する意識調査を実施し、条例の施行に伴う産業廃棄物の処理量等の推移や排出事業者の意識変化の分析、税収を活用した事業の評価等を通して産業廃棄物税の政策効果を検証し、産業廃棄物税の今後の在り方を検討した。

課税要件	内 容
納税義務者	県内の最終処分場及び焼却施設へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税客体	県内の最終処分場及び焼却施設への産業廃棄物の搬入
課税標準	県内の最終処分場及び焼却施設に搬入される産業廃棄物の重量
税 率	・最終処分場への搬入 1,000円/トン ・焼却施設への搬入 800円/トン
期 限	4月, 7月, 10月, 1月末日
課税方式	最終処分業者, 焼却処理業者が税を徴収して県に納入する特別徴収方式

※焼却施設へ課税していないのは九州では熊本県, 沖縄県のみ

< 概要図 >



2 税収等の状況

□ 税収実績 (H17～R5)

【単位：千円】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
最終処分場	69,351	81,208	65,983	67,214	59,123	67,195	75,854
焼却施設	28,473	29,711	25,803	22,900	21,563	24,216	23,111
計	97,824	110,919	91,786	90,114	80,686	91,411	98,965

* H17年度は4月施行のため9か月実績

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
最終処分場	102,902	116,391	127,875	105,654	124,838	121,822	154,325
焼却施設	24,181	25,147	26,665	27,677	29,082	33,589	37,873
計	127,083	141,538	154,540	133,331	153,920	155,411	192,198

	R1	R2	R3	R4	R5	合計
最終処分場	185,640	151,211	161,001	139,313	136,647	2,113,547
焼却施設	45,147	46,626	46,585	46,440	47,732	612,521
計	230,787	197,837	207,586	185,753	184,379	2,726,068

□ 課税標準量実績 (H17～R5)

【単位：トン】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
最終処分場	69,351	91,615	66,411	67,214	59,864	66,455	75,854
焼却施設	36,191	47,788	47,867	28,738	27,178	30,119	28,895
計	105,542	139,403	114,278	95,952	87,042	96,574	104,749
前年比	—	132.1%	82.0%	84.0%	90.7%	111.0%	108.5%

* H17年度は4月施行のため9か月実績

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
最終処分場	102,902	116,391	127,875	105,654	124,838	121,822	154,325
焼却施設	30,231	31,440	33,331	34,614	36,357	41,992	47,349
計	133,133	147,831	161,206	140,268	161,195	163,814	201,674
前年比	127.1%	111.0%	109.0%	87.0%	114.9%	101.6%	123.1%

	R1	R2	R3	R4	R5
最終処分場	185,640	151,211	161,001	139,313	136,647
焼却施設	56,439	58,290	58,237	58,084	59,676
計	242,079	209,501	219,238	197,397	196,323
前年比	120.0%	86.5%	104.6%	90.0%	99.5%

3 使途事業の実施状況及び効果

税収については、「産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに係る産業活動への支援」、
「産業廃棄物の適正処理等の促進」、 「公共関与による管理型最終処分場の整備・推進」の3
つを柱にした事業に充当している。

□ 使途事業の実績（H17～R5）

単位：千円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①充当事業	85,827	107,152	82,908	80,932	71,466	87,471	93,456	121,896	135,763	148,941
(1) 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに係る産業活動への支援	14,301	25,764	18,673	10,489	2,523	18,406	6,825	26,130	13,522	26,898
(2) 産業廃棄物の適正処理等の促進	7,105	7,344	14,003	10,124	8,135	20,627	9,759	13,301	11,663	13,673
(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備・推進	64,421	74,044	50,232	60,319	60,808	48,438	76,872	82,465	110,578	108,370
②徴税费	6,039	9,726	8,878	9,182	9,220	3,940	5,509	5,187	5,775	5,599
合計（①+②）	91,866	116,878	91,786	90,114	80,686	91,411	98,965	127,083	141,538	154,540

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	合計
①充当事業	126,939	148,700	149,731	156,860	237,395	182,836	207,394	183,159	173,133	2,581,959 (100%)
(1) 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに係る産業活動への支援	33,858	47,456	46,379	53,674	55,821	62,043	60,151	41,986	64,704	629,603 (24.1%)
(2) 産業廃棄物の適正処理等の促進	55,249	32,090	16,311	14,892	23,047	46,002	46,067	47,192	45,362	441,946 (18.6%)
(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備・推進	37,832	69,154	87,041	88,294	158,527	74,791	101,176	93,981	63,067	1,510,410 (57.3%)
②徴税费	6,392	5,220	5,680	5,918	6,886	7,837	6,958	7,085	6,498	127,529
合計（①+②）	133,331	153,920	155,411	162,778	244,281	190,673	214,352	190,244	179,631	2,709,488

※ 徴税费…徴収に係る事務経費（人件費等及び特別徴収義務者への報償金）

※ 平成17年度及び平成30年度以降の税収と使途事業の差額は、それぞれ次年度の使途事業に充当

□ 使途事業の実績と成果（令和2～5年度）

(1) 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルに係る産業活動への支援・・・228,884千円

排出抑制やリサイクル等に資する施設設備の整備への助成や産業廃棄物を原材料とするリサイクル製品の認定，普及などにより，排出抑制やリサイクルを推進した。
また，リサイクル研修の実施により，排出事業者や処理事業者の意識啓発を図った。

(2) 産業廃棄物の適正処理等の促進・・・184,623千円

不法投棄パトロールの実施，監視ネットワークの構築，啓発活動の実施などにより，不法投棄の未然防止に寄与した。

(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備・推進・・・333,015千円

管理型最終処分場は，循環型社会形成や地域産業振興に必要な施設であり，公共関与による処分場として，平成27年1月に「エコパークかごしま」を開業した。

開業後は，安心・安全を第一とした施設運営に努め，運営状況について安全監視委員会等で説明するとともに，広報誌等を通じた周知広報等を行った。

4 産業廃棄物税の今後の在り方

(1) 税制度の検討

項目	制度の現状	検討結果	
課税客体	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場及び焼却施設へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者が税を負担 中間処理施設への搬入の課税に当たっては，焼却施設への搬入のみを課税対象 九州各県が採用（焼却施設に係る課税については熊本県，沖縄県を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場への搬入及び排出に近い中間処理施設（焼却）への搬入に対する課税は，排出抑制，リサイクル等の取組への誘導・促進につながる。 排出事業者への意識調査結果でも概ね理解を得ている。 	現行制度の継続が適当
課税方式	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場及び焼却施設へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者が税を負担し，最終処分業者及び焼却処理業者が，四半期に1回県へ申告納入 産業廃棄物税を導入している27道府県のうち，25道府県が採用 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を排出する全事業者へ搬入時に課税するので免税点の設定が不要で，公平性が確保される。 	現行制度の継続が適当
税率	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出抑制やリサイクルへのインセンティブ（動機付け）が働き，排出事業者の企業活動に多大な影響を与えない水準として設定 最終処分場への搬入については，産業廃棄物税を導入している27道府県すべてが同一の税率を採用 焼却施設への搬入についても，同じ方式をとる九州各県で同一の税率を採用 	<ul style="list-style-type: none"> 税率の引上げは，排出事業者の税負担が大きくなり，経営に支障を来す可能性がある。 税率の引下げは，排出事業者の税負担は軽減されるが，排出抑制などの動機付け効果が小さくなる。また，使途事業の方向性に基づく事業に必要な財源の確保に影響が生じる。 	現行制度の継続が適当

(2) 使途事業の課題と今後の方向性

項目	課題	今後の方向性
排出抑制, リサイクル等の推進	取組効果の波及, 拡大	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 排出事業者や処理事業者の更なる意識の向上 ▶ 排出事業者や処理事業者への技術等の普及拡大
適正処理の促進	依然として後を絶たない不適正処理や不法投棄の発生	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 排出事業者や処理事業者の法令順守の徹底 ▶ 監視指導員等のパトロール等による未然防止の取組 ▶ 関係機関等とのネットワーク体制の強化
	県内完結型の管理型産業廃棄物処理体制の推進及び今後の検討	<ul style="list-style-type: none"> ▶ エコパークかごしまの安心・安全な運営を図るための取組等の推進 ▶ 同施設埋立完了後の処理体制の検討

(3) その他

今回の排出事業者への意識調査で産業廃棄物税を「名称は知っているが内容は知らない」「全く知らない」などの回答が3割近くあったことから、税制度の更なる周知・広報に努める必要がある。

5 まとめ

(1) 税導入の効果検証

ア 県内の産業廃棄物の処理状況をみると、産業廃棄物税の導入以降、排出量及び最終処分量は減少傾向に、また、リサイクル率は上昇傾向にあり、循環型社会の形成に向けた取組が進められていることが認められる。

イ 排出事業者への意識調査においても、9割近くの事業者が排出抑制又はリサイクルに向けた取組を行っており、税の導入により排出抑制等に取り組んだ結果、社員の意識改革、処理コストの減及び会社のイメージ向上につながったと回答している事業者も多いことから、排出抑制、リサイクルに向けた一定のインセンティブ効果があったと認められる。

ウ 税制の広域的導入は、本県だけでは効果が上がりにくいところを、九州各県が連携して、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等といった共通の目的を持って一斉に導入し、環境政策を行うことで、より効果を上げていくという意味において大きな意義があったものと考えられる。

(2) 今後の対応

ア 本県においては、前述のように、税導入による一定の効果が上がっており、また、九州各県が共同して産業廃棄物税について検証を行った結果においても、広域的導入により一定の成果を上げていることから、今後とも税制を継続していく必要がある。

イ このため、税条例については、課税要件など主要部分の見直しは行わず、現行制度のまま存続させることが望ましいと考える。

ただし、制度をまだ知らないとする排出事業者もいることから、引き続き税制の周知・広報に努める必要がある。

また、リサイクル率は上昇傾向にあるものの、近年は横ばいになっていることから、循環型社会の実現に向け、産業廃棄物税を活用した環境施策の充実に取り組む必要があると考える。

今後においては、社会経済情勢の変化等が考えられることから、5年を目途に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

1 排出事業者に対する意識調査

県内の排出事業者に対し、九州各県共通様式で意識調査を実施（前回は平成30年度に実施）

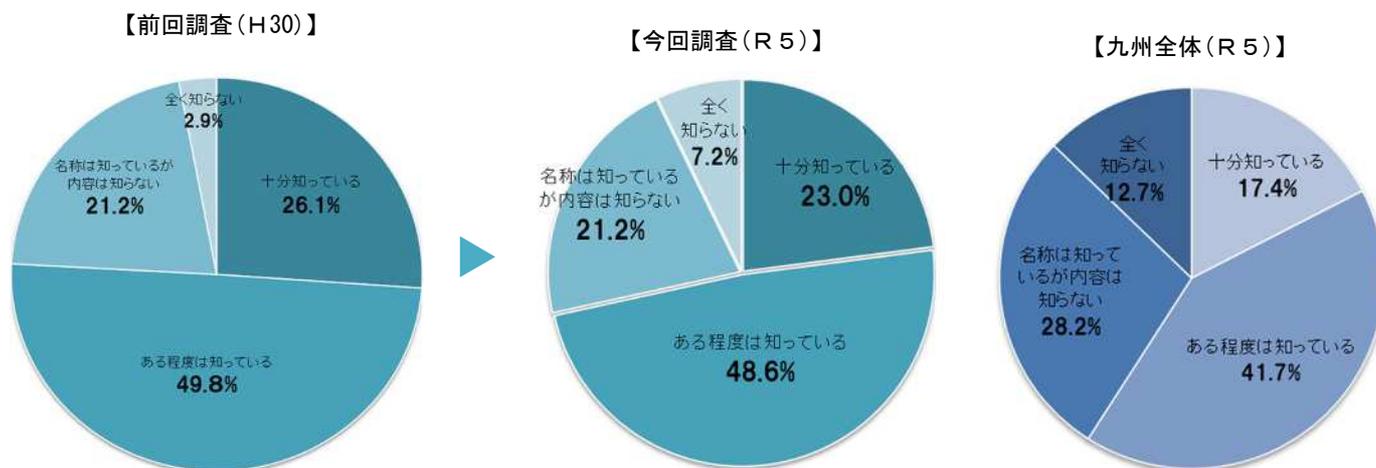
- ・ 調査期間：令和6年2月20日～3月14日
- ・ 対象：年間1,000トン以上排出する県内248事業所及び年間1,000トン未満の県内219事業所 計467事業所，九州全体3,648事業所
- ・ 有効回答数：298事業所（回答率63.8%），九州全体1,956事業所（回答率53.9%）

※【前回】 前回見直し時（H26以前）と見直し後（H27以降）の変化を調査

【今回】 前回見直し時（R1以前）と見直し後（R2以降）の変化を調査

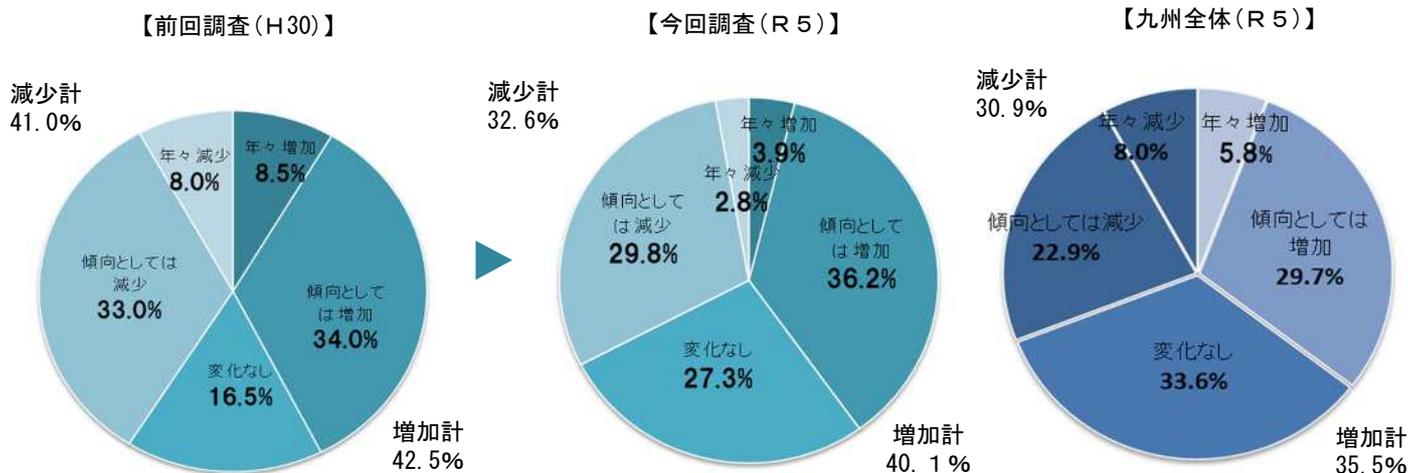
□ 調査内容及び結果（一部抜粋）

(1) 税の周知について



「十分知っている」「ある程度は知っている」(75.9% (前回調査) → 71.6%)は、前回調査より減少しているが、九州全体(59.1%)と比べれば上回っている。また、「名称は知っているが内容は知らない」(21.2% → 21.2%)は前回と同じであったが、「全く知らない」(2.9% → 7.2%)は前回より上回った。いまだ約3割近くの事業者が知らないため、排出抑制の効果を高めるためには、税制度の仕組みを理解してもらう必要があることから、排出事業者への一層の周知が必要である。

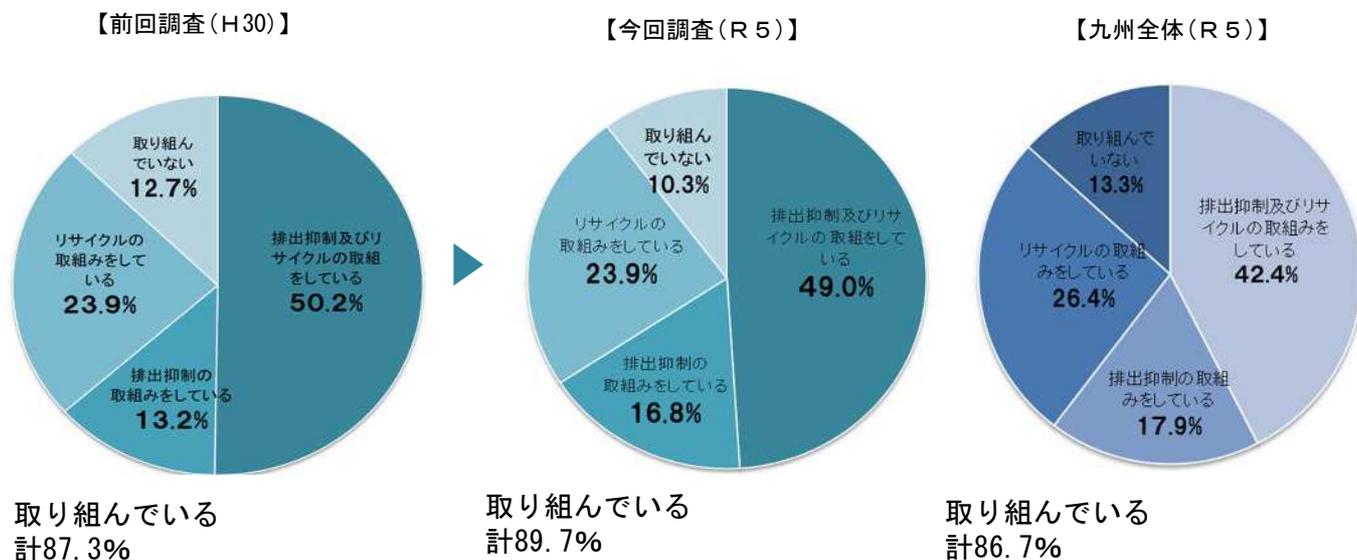
(2) 排出量について



「減少」(41.0% → 32.6%)と認識している事業者が減少したが、「増加」(42.5% → 40.1%)と認識している事業者も減少している。

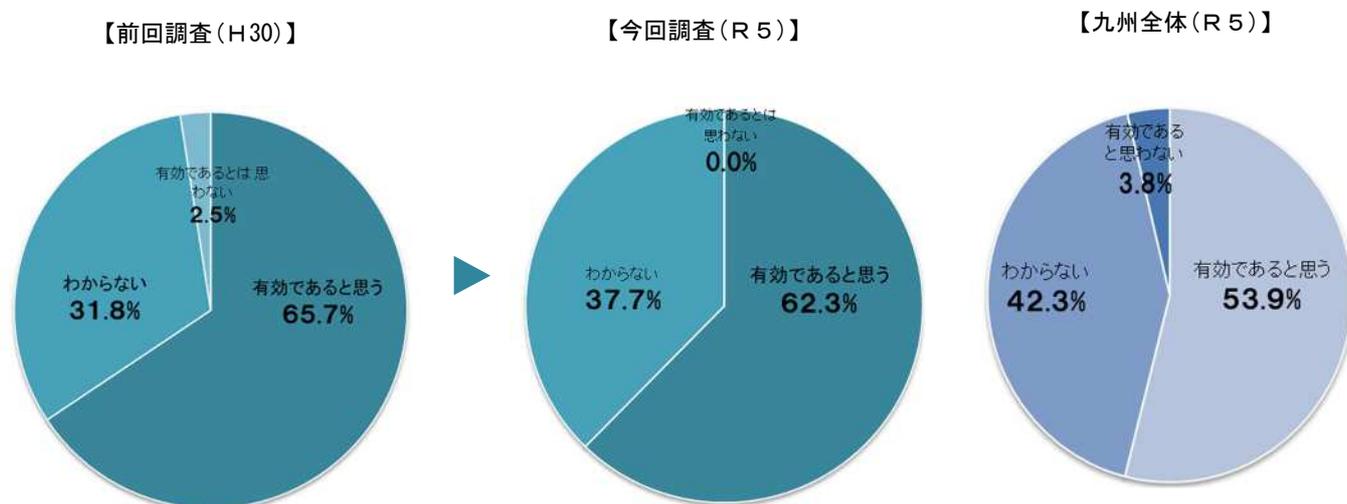
排出量については、減少傾向にあることが望ましいことから、引き続き、排出抑制、リサイクルに努める必要がある。

(3) 排出抑制・リサイクルの取組



排出事業者の9割近くが排出抑制やリサイクルといった取組を行っており、九州全体でも86.7%の事業者が排出抑制等の取組を行っている。「取り組んでいない」(12.7%→10.3%)と回答した事業者もあるため、今後とも排出抑制・リサイクルに係る更なる取組を進める必要がある。

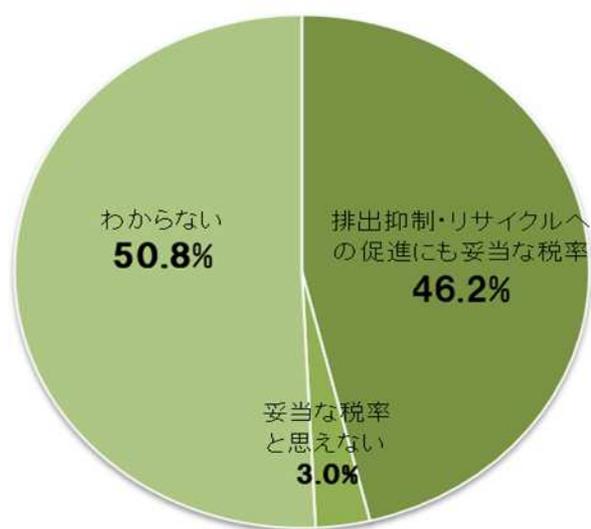
(4) 焼却施設への課税について



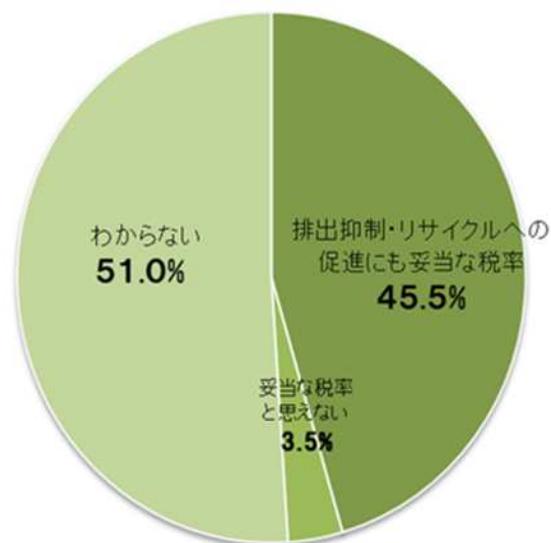
焼却課税については、「有効であると思う」(65.7%→62.3%)との回答が前回より減少しているものの、6割を超える事業者が焼却への課税がリサイクルへの促進に有効であるとの認識を持っている。九州全体でも53.9%の事業者が「有効であると思う」と回答している。

(5) 税率について（本県独自で調査）

【前回調査（H30）】



【今回調査（R5）】



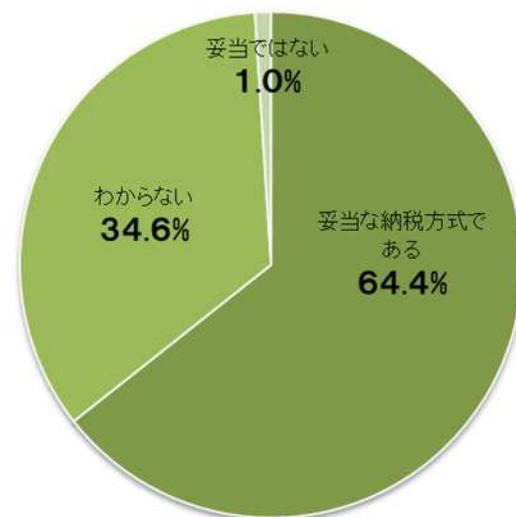
「適切な税率」（46.2%→45.5%）と回答した事業者は前回とほぼ同じ割合となっている。「わからない」と回答した事業者も5割を超えているため、引き続き、税制度や使途事業の効果等について周知する必要がある。

(6) 納税方式について（本県独自で調査）

【前回調査（H30）】



【今回調査（R5）】



「適切な納税方式」（61.6%→64.4%）と回答した事業者が前回から増加しており、概ね受け入れられているものと考えられる。一方で、3割を超える事業者が「わからない」と回答していることから、引き続き、税制度や使途事業の効果等について周知する必要がある。

2 県内の産業廃棄物の排出量等の状況

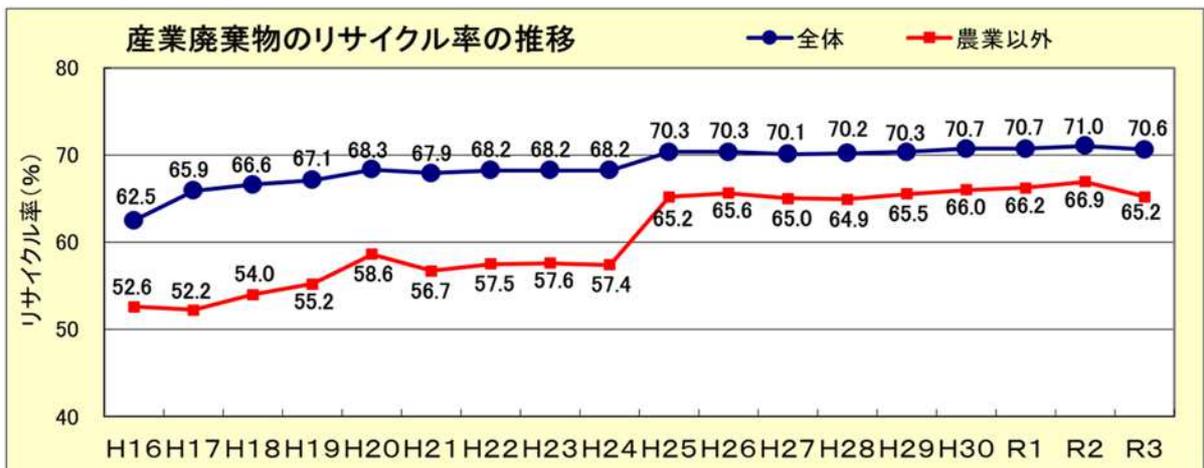
(1) 排出量の推移

産業廃棄物の排出量は年度毎の増減はあるものの減少傾向にある。



(2) リサイクル率の推移

リサイクル率は全体では上昇傾向にあるが、平成25年度以降ほぼ横ばいである。



(3) 最終処分量の推移

最終処分量は、平成20年度に大きく減少し、その後はほぼ横ばいである。



※本県の産業廃棄物の排出量の特徴として、約7割を農業における動物のふん尿が占めているため、農業を除く数値を併記。